

報告第3号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 8年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年7月30日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

省略

2 事案の概要

令和8年2月9日16時30分頃、神崎市神埼町枝ケ里44番地3 ドラッグストア駐車場出入口付近において、本町職員が佐賀市での研修終了後、帰庁途中に当該店舗をトイレ休憩のため利用し、その後、駐車場から隣接する佐賀県道48号佐賀外環状線へ左折して出ようとした際に、当該県道東側から右折して当該店舗駐車場に入ろうとした相手方車両の右前方部分と、公用車左前方部分が接触した事案である。

本件は、本町職員が運転する公用車と相手車が走行中に起こした事故であり、双方が損害額を負担することにより示談しようとするものである。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として120,450円を支払う。

相手方は、町に対し、損害賠償金として172,900円を支払う。

位置図



拡大図

